

平成 29 年度 茨木市バリアフリー基本構想協議会 次第

日時：平成 30 年 2 月 27 日（火）午後 2 時

場所：市役所南館 8 階 中会議室

1 開会

2 議事

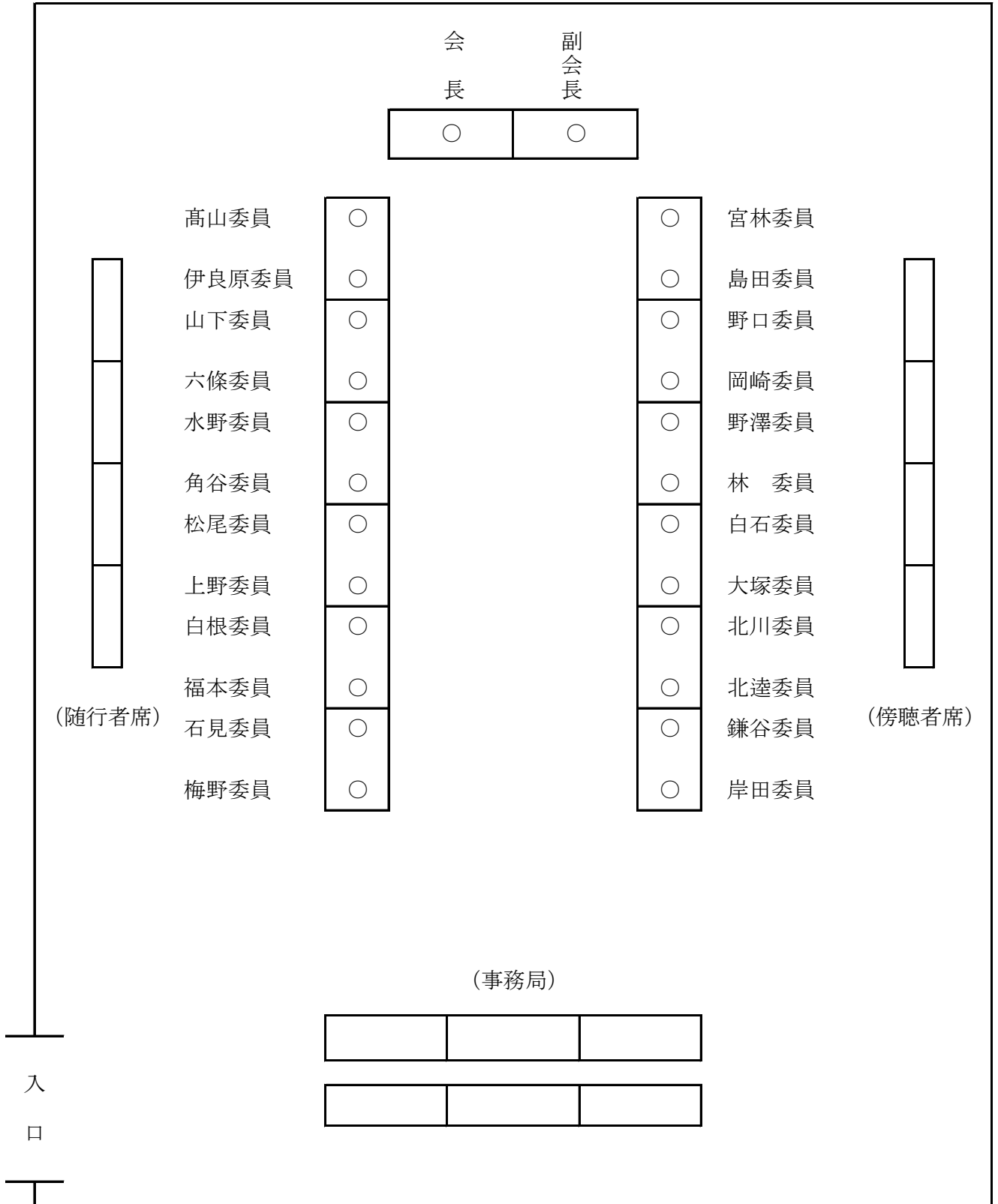
- (1) 特定事業計画の提出状況について
- (2) 平成 29 年度の事業進捗と平成 30 年度の事業予定について
- (3) その他

配布資料

- | | |
|------|------|
| 資料 1 | 配席図 |
| 資料 2 | 委員名簿 |
| 資料 3 | 説明資料 |

平成29年度 茨木市バリアフリー基本構想協議会 配席図

平成30年 2月27日 (火)
市役所南館 8階 中会議室
(敬称略)



茨木市バリアフリー基本構想協議会 委員名簿

構成員区分	所属等・職名	氏名（敬称略）
学識経験者	立命館大学理工学部 特任教授	塚口 博司
	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 助教	猪井 博登
市民		伊良原 淳也
		高山 淑子
福祉その他の 関係団体から 推薦された者	茨木市視覚障害者福祉協会 会長	宮林 幸子
	茨木市聴力障害者協会	島田 邦彦
	茨木市身体障害者福祉協会 会長	水野 清子
	茨木市の街のバリアフリー化を考える連絡会 会長	山下 裕介
	茨木市の街のバリアフリー化を考える連絡会	六條 友聡
	茨木市老人クラブ連合会 会長	野口 勉
	自治会連合会	岡崎 義彦
	茨木商工会議所（茨木商工会議所議員）	角谷 真枝
関係施設設置 管理者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部企画課長	松尾 優
	阪急電鉄株式会社 技術部課長	上野 勝大
	大阪高速鉄道株式会社 運輸部次長	白根 忠
	阪急バス株式会社 自動車事業部 副部長	野澤 俊博
	近鉄バス株式会社 営業部長	林 信白
	京阪バス株式会社 大阪地区長（課長）	白石 昌和
関係行政機関の 職員	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所 事業対策官	福本 雅宏
	大阪府茨木土木事務所 維持保全課長	石見 正和
	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課長	川端 博之
	大阪府茨木警察署交通課 交通課長 警視	梅野 勝
市の職員	副市長	大塚 康央
	健康福祉部長	北川 友二
	健康福祉部理事	北達 和雄
	都市整備部長	鎌谷 博人
	建設部長	岸田 茂樹

平成 29 年度 茨木市バリアフリー基本構想協議会 説明資料

○特定事業計画提出状況

事業主体	進 捗	対象施設
茨木市	作成済	市道、建築物、公園
大阪府茨木土木事務所	作成中	府道
西日本旅客鉄道株式会社	提出済	茨木駅、総持寺駅
阪急電鉄株式会社	作成中	総持寺駅、茨木市駅、南茨木駅
大阪高速鉄道株式会社	提出済	宇野辺駅、南茨木駅
大阪府茨木警察署	作成中	信号機、警察署

○平成 29 年度の事業進捗と平成 30 年度以降の事業予定（茨木市）

【道路特定事業】

年度	記号	路線名	事業内容
平成 29 年度	あ	市道新庄町松ヶ本線	道路（車道・歩道）の新設整備
	い	市道駅前一丁目学園南線	視覚障害者誘導用ブロックの設置
	う	市道双葉町島一丁目線	
	か	市道庄 23 号線	
	き	市道庄中央線	
	く	市道総持寺駅前線	歩道改善（拡幅、段差、勾配解消等）
	け	市道庄歩専 24 号線	新駅へアクセスする歩行者専用道路 の新設整備
	こ	市道西河原歩専 14 号線	
さ	市道三島丘二丁目鮎川二丁目線	歩道改良（歩行空間の確保）	
平成 30 年度	い	市道駅前一丁目学園南線	視覚障害者誘導用ブロックの設置
	え	市道元町上泉線	カラー舗装
	お	市道舟木町 12 号線	転落防止柵の設置、カラー舗装
	き	市道総持寺駅前線	歩道改善（拡幅、段差、勾配解消等）

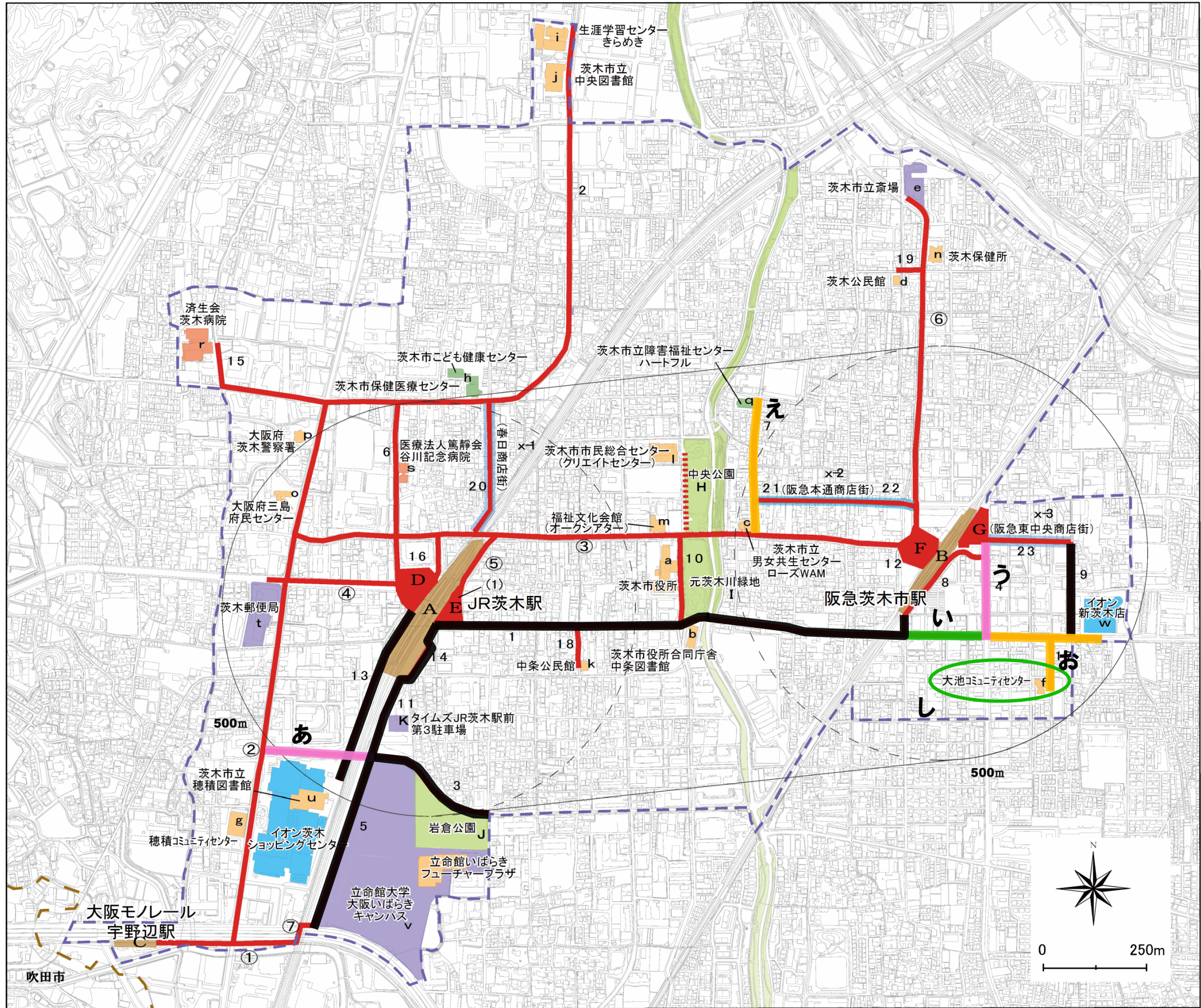
【建築物特定事業】

年度	記号	施設名	事業内容
平成 29 年度	し	大池コミュニティセンター	障害者用駐車施設の確保
	す	茨木市文化財資料館	
	せ	東奈良コミュニティセンター	案内情報設備、トイレ、エレベーター

【心のバリアフリー取組】

年度	取組内容	概要
平成 29 年度	研修	職場主催「誰にでもやさしい市民対応を目指して」
	出前講座	障害者差別解消法や各種制度、障害種別に関する講義
	条例	茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（案）の制定
	啓発	自転車マナーの向上

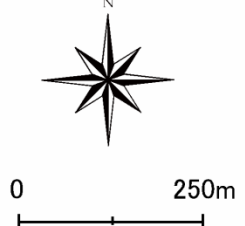
JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区



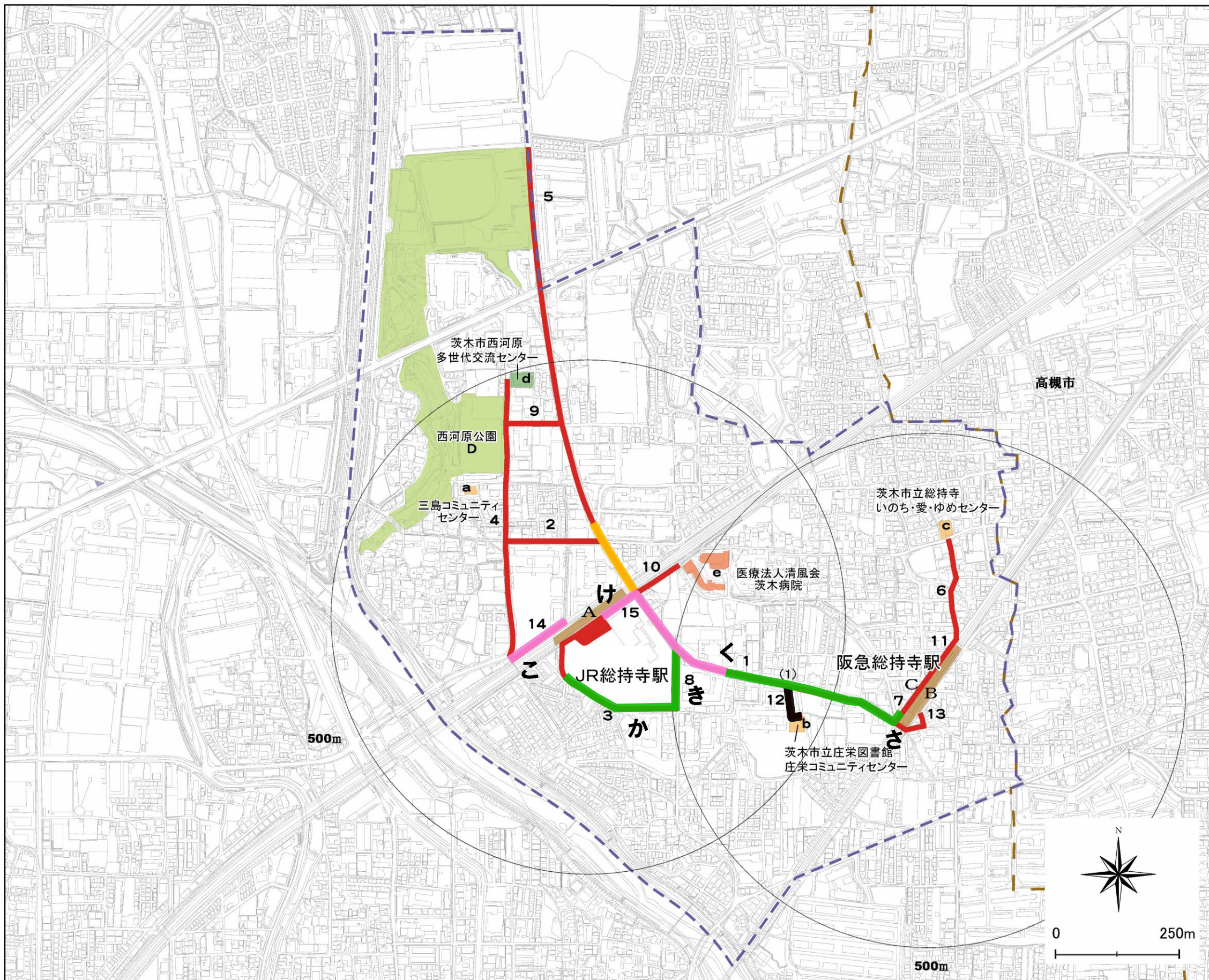
凡例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	施設内経路
	行政界
	駅
	公共施設
	公園
	福祉・介護施設
	商店、商店街
	病院
	その他

A~G	駅舎・駅前広場
H~J	公園・緑地
K	駐車場
①~⑦	府道
1~23	市道
(1)	信号・交差点
a~x	建築物

~H28 整備済	
H29 整備済	
H29 施工中	
H30 施工予定	



総持寺駅周辺地区

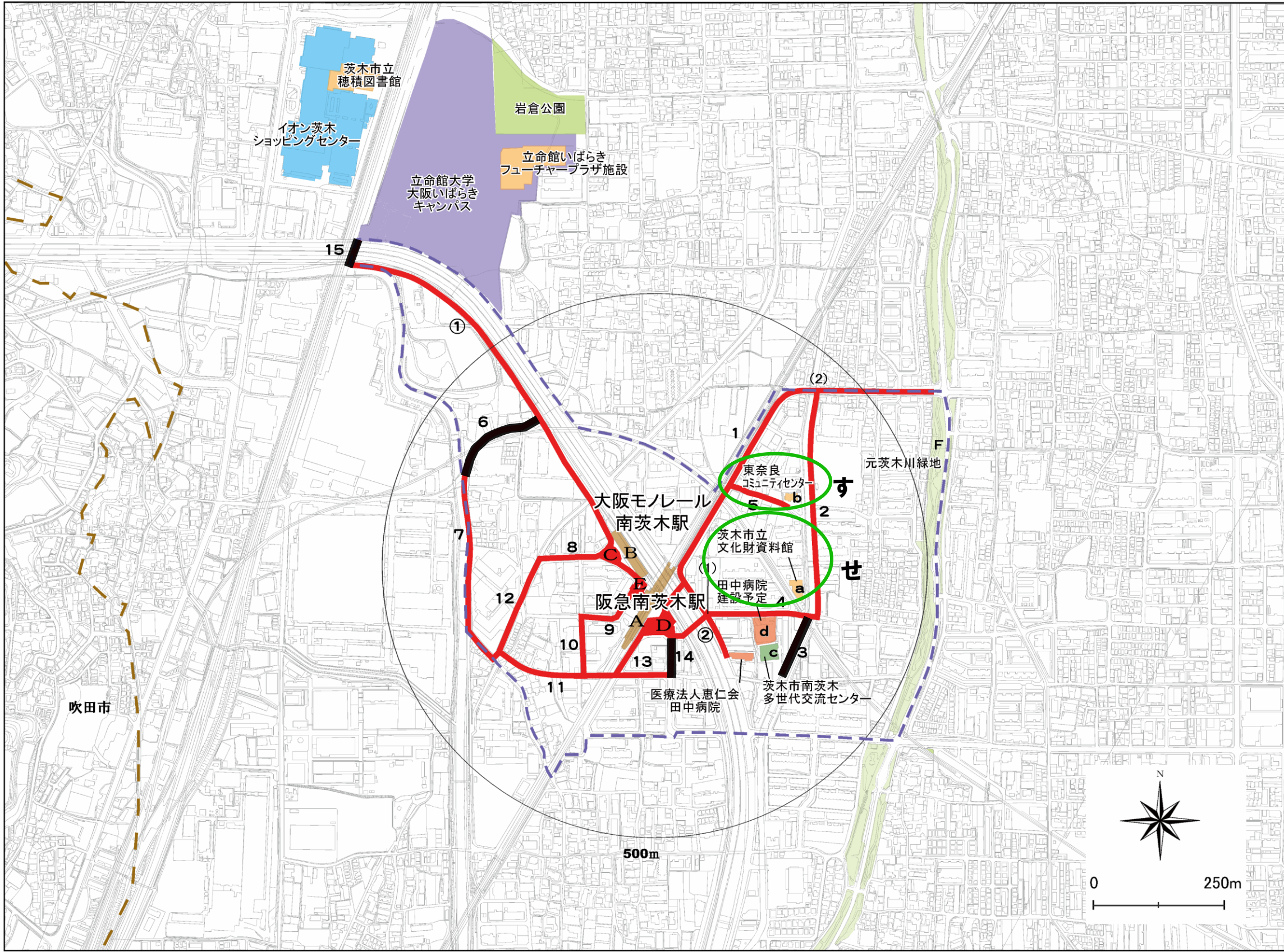


凡例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	行政界
	駅
	公共施設
	公園
	福祉・介護施設
	商店、商店街
	病院
	その他

A~C	駅舎・駅前広場
D	公園・緑地
1~15	市道
(1)	信号・交差点
a~e	建築物

~H28 整備済	
H29 整備済	
H29 施工中	
H30 施工予定	

南茨木駅周辺地区



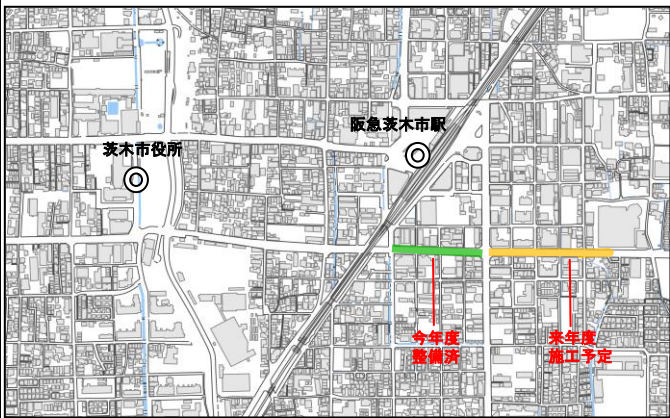

凡例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	行政界
	駅
	公共施設
	公園
	福祉・介護施設
	商店・商店街
	病院
	その他

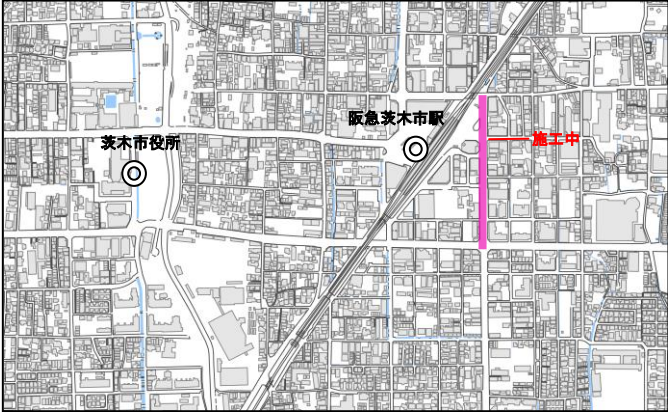

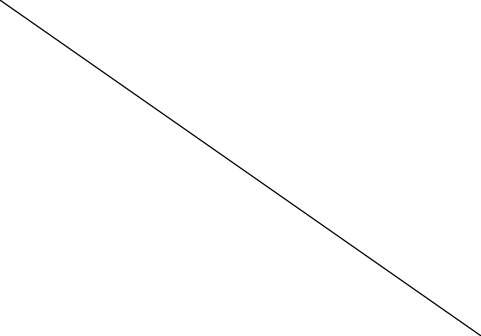
A~E	: 駅舎・駅前広場
F	: 公園・緑地
①~②	: 府道
1~15	: 市道
(1)~(2)	: 信号・交差点
a~d	: 建築物

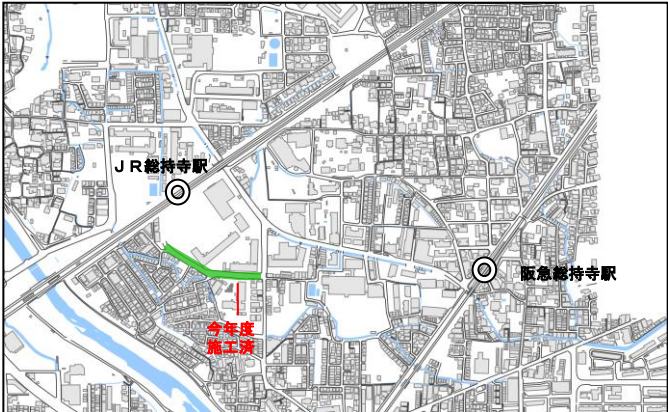


整備済

【道路特定事業】

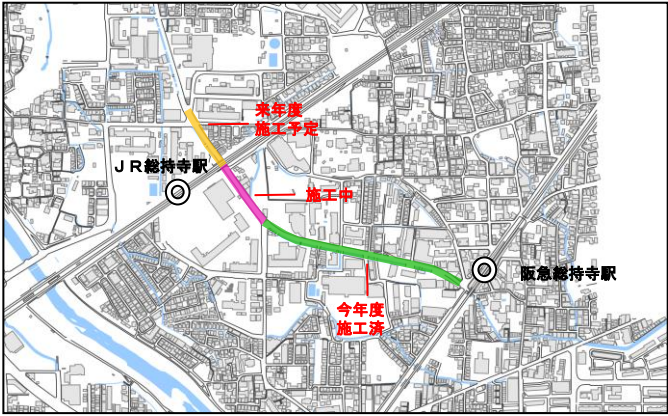


路線名	市道新庄町松ヶ本線	
位置図		現地写真（施工中）
事業内容	<p>道路（車道・歩道）の新設整備 L=300m（施工中）</p>	
		

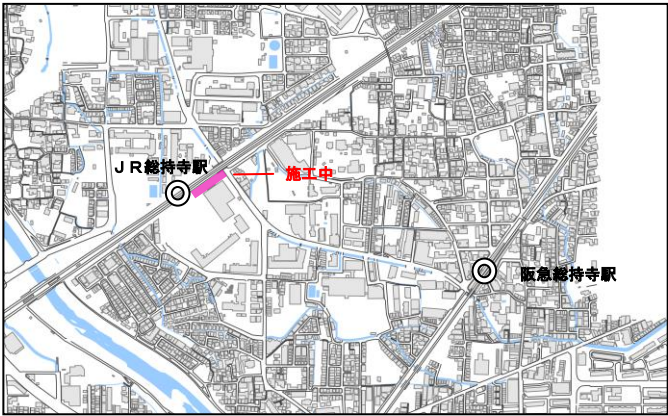

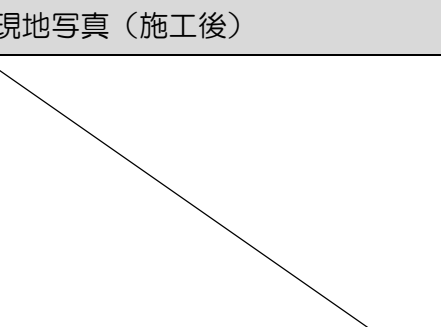
路線名	市道駅前一丁目学園南線	
位置図		現地写真（施工前）
事業内容	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設置 L=200m（今年度整備済） L=300m（来年度施工予定）</p>	
		<p>現地写真（施工後）</p> 

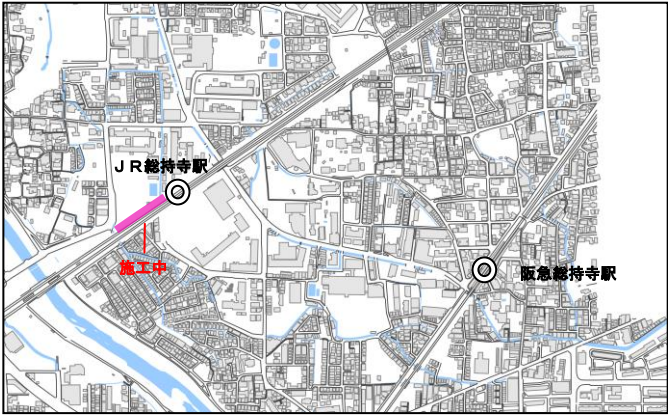
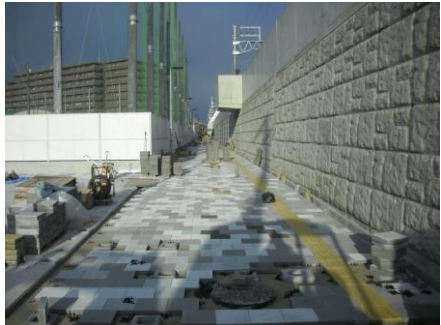
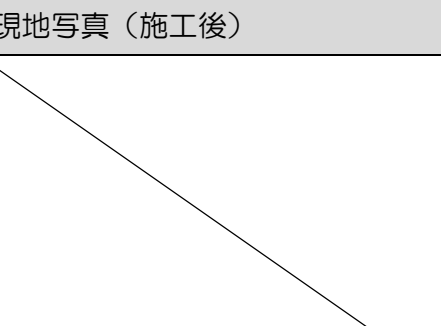
路線名	市道双葉町島一丁目線	
位置図	現地写真（施工前）	
		
事業内容	現地写真（施工後）	
		
	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設置 L=320m（施工中）</p>	

路線名	市道庄 23 号線	
位置図	現地写真（施工前）	
		
事業内容	現地写真（施工後）	
		
	<p>視覚障害者誘導用ブロックの設置 L=200m（今年度整備済）</p>	

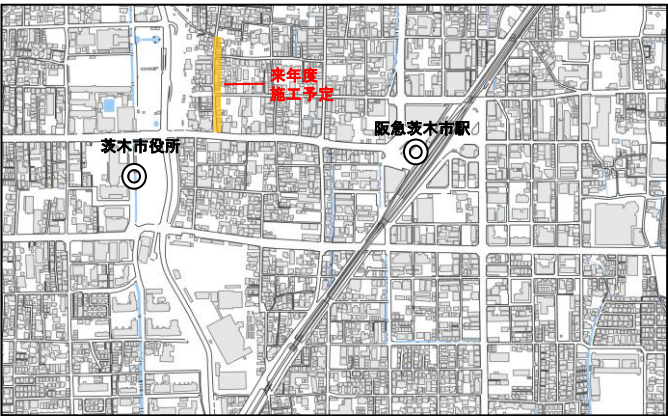

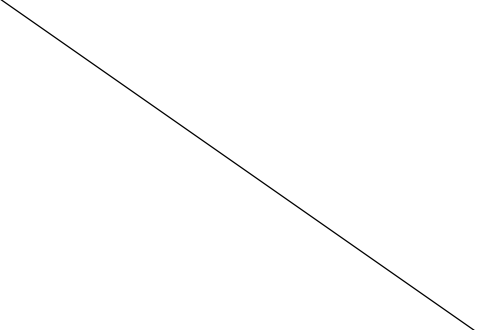
路線名	市道庄中央線	
位置図		
事業内容	視覚障害者誘導用ブロックの設置 L = 100m (今年度整備済)	
	現地写真 (施工前)	
	現地写真 (施工後)	

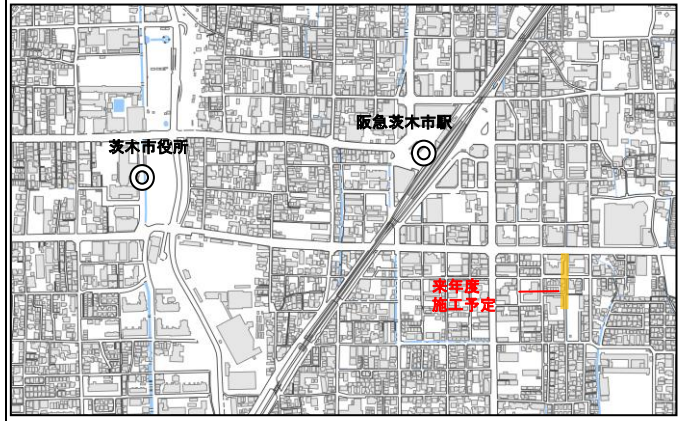

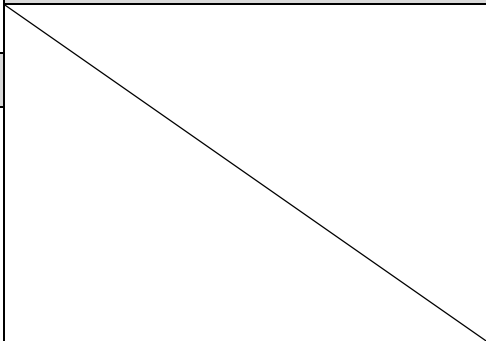
路線名	市道総持寺駅前線	
位置図		
事業内容	歩道改善 (拡幅、段差、勾配解消) L = 450m (今年度整備済) L = 130m (施工中) L = 150m (来年度施工予定)	
	現地写真 (施工前)	
	現地写真 (施工後)	

路線名	市道庄歩専 24 号線	
位置図		現地写真（施工中） 
事業内容	歩行者専用道路の新設整備 L=80m（施工中） 新駅開業にあわせ供用開始	
		現地写真（施工後） 

路線名	市道西河原歩専 14 号線	
位置図		現地写真（施工中） 
事業内容	歩行者専用道路の新設整備 L=140m（施工中） 新駅開業にあわせ供用開始	
		現地写真（施工後） 

路線名	市道三島丘二丁目鮎川二丁目線	
位置図	現地写真（施工前）	
		
事業内容	現地写真（施工後）	
歩道改良（歩行空間の確保） L = 20m（今年度整備済）		

路線名	市道元町上泉線	
位置図	現地写真（施工前）	
		
事業内容	現地写真（施工後）	
歩行者の安全確保（カラー舗装） L = 350m（来年度施工予定）		

路線名	市道舟木町 12 号線	
位置図	現地写真（施工前）	
		
事業内容	現地写真（施工後）	
<p>歩行者の安全確保（転落防止柵、カラー舗装） L = 100m（来年度施工予定）</p>		

【建築物特定事業】

施設名	大池コミュニティセンター	
位置図		現地写真（施工後）
事業内容		
		
	障害者用駐車施設の整備	

施設名	茨木市文化財資料館	
位置図		現地写真（施工前）
事業内容		
		
	障害者用駐車施設の整備	

施設名	東奈良コミュニティセンター		
位置図	現地写真（施工前）		
			
事業内容	現地写真（施工後）		
<ul style="list-style-type: none"> • エレベーター • 点字ブロック • 案内板 • トイレ整備（オストメイト） • 駐車場 	  		

【心のバリアフリー取組】

○研修：職場主催「誰にでもやさしい市民対応を目指して」

（開催日）

平成 29 年 10 月 24 日（火）

本市職員を対象として、誰にでもやさしい市民対応を目的に、障害当事者を招いて研修会を実施し、視覚障害者に対する窓口対応方法等について学んだ。



○出前講座：障害者差別解消法や各種制度、障害種別に関する講義

障害者差別解消法や各種制度、障害種別に関する講義

○条例：茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（案）の制定

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市・市民・市民活動団体・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的として条例を制定する。

○啓発：自転車マナーの向上

・交通安全教室



・街頭キャンペーン



障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（案）概要

障害のある人を取りまく状況

- ・周囲の理解不足、偏見
- ・障害への配慮が十分でない仕組み、慣習等の社会的障壁（バリア）が存在



生きづらさ、差別を感じる状況もある

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていくには

- ・一人ひとりの違いを認め合う
- ・障害の特性や社会的障壁を取り除く必要性に対する理解を深める
- ・様々な場において障害の特性に応じた適切な配慮に努める必要がある



障害を理由とする差別をなくすとともに、

障害のある人もない人も互いの人権や尊厳を大切に、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、

条例を制定

障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（案）

第1章 総則

【目的】

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現を目指します

【基本理念】

- (1) 障害に対する理解を深め、社会的障壁の除去のための環境整備が図られること
- (2) 障害のある人の言語その他の意思疎通のための選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること
- (3) 障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保されること
- (4) 障害のある人もない人もつながり、支え合い、障害のある人の自立及び社会参加が促進され、障害のある人の福祉の向上に関する施策の連携が図られること
- (5) 障害を理由とする差別を身近な課題と捉え、建設的な対話を通じて互いの立場を理解し、必要かつ合理的な配慮の提供が図られること

【市の責務】

【市民及び市民活動団体並びに事業者の責務】

第2章 障害を理由とする差別の解消

【差別の禁止】

- ・市及び事業者は、障害を理由とする不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害してはならない
- ・市及び事業者は、必要かつ合理的な配慮の不提供をしてはならない

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	条例上の義務

【相談・解決の仕組み】

・相談及び対応、当事者及び関係者の協力

・あっせん
解決が見込めないときは、市長に対し、あっせんの申立てをすることができるものとする

・勧告
市長は、あっせん案に従わない場合等は、勧告をすることができるものとする

・公表
市長は、勧告を受けた者が従わないときは、その旨を公表することができるものとする

障害者差別解消支援協議会

条例に基づく機能
(あっせんの助言や実施など)

法律に基づく機能
(相談事例の共有、啓発など)

第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

- ・交流の機会の充実
- ・包括的な教育の実施
- ・雇用の促進及び就労の支援等
- ・バリアフリー化等の促進
- ・移動手段の確保
- ・災害時等の支援
- ・地域におけるつながり等
- ・社会参加の促進 など

附則

【施行期日：平成30年4月1日】
障害者差別解消支援協議会の規定は平成30年8月1日から、あっせん、勧告、公表の規定は平成31年8月1日から施行します

「共に生きるまち茨木」の実現



市



市民等



事業者



「共に生きるまち茨木」を実現するために必要な施策を行うものとします

「共に生きるまち茨木」の実現に取り組みます

「共に生きるまち茨木」の実現に取り組みます